2025 年 8 月 20 日(水)

小栗キャップの News Letter

税理士法人ＳＴＲ　代表社員・税理士　小栗　悟

名古屋本部　〒450-0001　名古屋市中村区那古野 1-47-1　名古屋国際センタービル 17F
TEL：052-526-8858　FAX：052-526-8860

岐阜本部　〒500-8833　岐阜県岐阜市神田町 6-11-1　協和第二ビル 3・4 階
TEL：058-264-8858　FAX：058-264-8708

Email: info@str-tax.jp　http://www.str-tax.jp

介護保険制度導入から 25 年
介護離職防止について考える

介護保険の役割とは？

超高齢社会となった日本において「8050 問題」と称されるような老老介護は社会問題ともなっています。思い起こせば、社会保険制度の中でも比較的新しい制度である介護保険が導入されたのは今から 25 年前の平成 12 年（2000 年)。この介護保険制度は、高齢者や介護が必要な人たちが、自立した生活を営むために、介護サービスを受けられるように支援する仕組みとしてスタートしました。

介護保険のサービスを受けられる対象者（被保険者）は 2 種類あり、65 歳以上の人を対象とする第 1 号被保険者と特定疾病によって介護が必要となった 40 歳以上 65 歳未満の人を対象とする第 2 号被保険者で分類され、介護保険料として 40 歳になってから支払義務が発生することとなります。

介護サービスを受けるには要介護認定を受ける必要がありますので、予めどこに相談すればよいのか程度は理解しておくとよいでしょう。

介護離職は社会課題となっている！

労働力不足の根本的な原因は出生率の低下にあることは誰もが感じるところではないでしょうか。そのような状況から、ロボットやＡＩなど「人」に頼らない生産力の向上に努めながら社会構造の大きな変革期を迎えている時代です。

それでも、全ての分野で「人」を介さない仕事ができるわけでもなく、大切な従業員の雇用を守ることも必要です。働きたいという意欲がある中で、親の介護などの要因で離職せざるを得ない状況を少しでも減らしていく必要性があることから、**「介護休業の分割取得の認知度向上と利用促進」、「介護と仕事の両立を支援する企業への助成金制度の拡充」**などにより介護休業制度の活用推進が図られていますが、従業員により安心して働いてもらうために、企業独自の取り組みが脚光を浴びています。リモートワークやフレックスタイムはもとより社内に介護相談窓口を設置するなどもその一つです。就職・転職市場でも福利厚生の充実度合いも企業選びの選択肢となる中、自治体独自の支援策もありますので、企業側からも従業員への周知を行うなど利用できる制度を活用することも有用ですね。